

「子どもの貧困」給付金法案（通称）について

1. 法案提出の趣旨

新型コロナの影響により、低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が生じている中、予備費を活用して、昨年12月、「低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金（基本給付の再支給）」が再支給された。

これに対しては、「お米を買えた」「何とか年を越せた」等の喜びの声が届いているものの、再び緊急事態宣言が発出される事態となり、新型コロナの影響による減収や休業、仕事が見つからないといった雇用情勢の悪化は更に深刻化しており、子育て家庭からは、今後の生活に対する不安の声が上がっている。特に、4月には子どもたちの進学、進級が控えており、入学金、学生服、体操服、体操靴などの購入に多くの費用が必要となる。このままでは、進路の変更や断念、中退などを選択せざるを得なくなる。

ついでには、未来ある子どもたちを4月に泣かせないため、令和3年1月と3月に低所得の子育て家庭に給付金を支給する法案を提出する必要がある。

※明石市では、経済的な理由など家庭環境により修学が困難な子どもたちが安心して夢に向かうことができるよう、高校入学に際して必要となる費用（入学金、施設設備費、教科書代、学生服、体操服、通学靴、体操靴、体育館シューズ、その他学校から購入を求められる物品・費用等（電子辞書、タブレット、諸会費等））として、入学準備金30万円を支給する制度を設けている。

2. 法案の主な内容

○ 次に掲げる者に対して、令和3年1月と3月に（計2回）、給付金を支給する（児童扶養手当の支払月と同じ月に支給）。その後の給付金の支給については、新型コロナによる低所得の子育て世帯への経済的な影響等を勘案し、検討する。

① 児童扶養手当受給者等（ひとり親家庭）

② ①以外の住民税非課税相当の子育て世帯（ひとり親家庭以外の家庭）

※1月分支給は間に合わないため、3月分支給時に1月分と3月分の2回分を支払

※①は「低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金」の支給対象者と同じ。①と②には、新型コロナの影響を受けて家計が急変するなど収入が児童扶養手当受給者と同じ水準の者を含む。

※高所得の配偶者によるDV被害者が離婚調停中で別居中の場合などの支給について検討

○ 給付金の額は、1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円とする。

※子ども1人の場合：5万円、2人の場合：8万円、3人の場合：11万円

給付金の額は「低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金（基本給付の再支給）」と同額

※上記のほか、新型コロナによる就業環境の変化が深刻であることに鑑み、母子家庭高等職業訓練促進給付金等の大幅な増額、情報通信技術等に関する職業能力の開発・向上のための職業訓練の充実等、低所得の子育て世帯への支援施策の拡充についての検討規定を設ける。

【所要額】

2,100億円程度（令和3年1月と3月の2回分） ※予備費を活用

※児童扶養手当受給者等：1,520億円(116万世帯)、2人親世帯の住民税非課税世帯：568億円(43万世帯)

◎ひとり親世帯については既に支給対象者を把握しており、早期に給付金を支給することは可能。一方、ふたり親世帯については支給対象者を把握していないが、消費税8%増税時に支給された臨時福祉給付金と、昨年支給された「低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金」と同様のスキームにより、支給対象と考えられる世帯へ案内を送付し申請してもらうとともに、給付金の周知徹底を図り家計急変世帯から申請してもらうことで、3月中に支給することは十分可能。